

福島市公告第 97 号

福島市基幹系通信回線利用サービス事業者募集手続き開始について

福島市基幹系通信回線利用サービス事業者を下記のとおり募集します。

令和6年4月16日

福島市長 木幡 浩

記

1 業務概要

(1) 業務名

福島市基幹系通信回線利用サービス提供業務

(2) 業務内容

業務内容 本庁と主要出先機関を接続する広域イーサネット 28 回線および
広域イーサネットに閉域接続できるモバイル通信網サービス 1 回線
(詳細は「福島市基幹系通信回線利用サービス調達(予定)仕様書」参照)

業務場所 福島市五老内町 3 番 1 号 他 福島市の指定する場所

(3) 業務の期間

①契約締結日 令和6年6月上旬頃を想定

②契約期間 令和7年2月からおおむね5年間を想定

ただし、通信回線は令和7年1月4日から使用できることとし、令和7年1月は切り
替え期間とするため無償提供を行い、令和7年2月1日からの課金開始とする。

(4) 事業費上限額

月額 1,223,200 円 (消費税及び地方消費税額を含む)

2 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる全ての条件に該当する者とする。

- (1) 福島市内に本社または事業所を有すること。
- (2) 申請者が福島市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。
- (3) 申請者は、全国の市区町村において、同種または類似業務の受注実績があること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 参加申請書の提出時において福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。

- (6) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされているもの（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

3 参加手続き等

「福島市基幹系通信回線利用サービス事業者募集要項」及び「福島市基幹系通信回線利用サービス調達（予定）仕様書」を確認の上、必要書類を期限までに提出すること。

なお、当該募集要項、仕様書その他申請に必要な書類等については、福島市ホームページに掲載するので、ダウンロードにより入手すること。また、「5 担当部局」においても同じものを配布する。

4 事業者選定方法

「福島市基幹系通信回線利用サービス事業者選定委員会」において、提出書類及びプレゼンテーションの採点結果をもとに、契約候補者及び次点者を決定する。

5 担当部局

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市政策調整部デジタル改革室情報企画課システム管理係 担当：東海林・鈴木

TEL 024-525-3709